
名古屋まつりキャラクター 『さんえいけちゅ（三英傑）』の使用について

1 使用の目的

名古屋市又は名古屋まつりのPRに寄与するために広く活用することします。

2 著作権及び商標権

著作権及び商標権は、キャラクターをデザインした中田敦彦さん（オリエンタルラジオ）が所属する（株）よしもとクリエイティブ・エージェンシーが保有します。

なお、使用にあたっては、当面の間、名古屋まつり協進会事務局（名古屋市役所）が申請及び承認窓口になります。

3 使用できるキャラクターの種類

- (1) さんえいけちゅ（のぶにゅが、ひでよち、いえやちゅ）
- (2) のぶにゅが
- (3) ひでよち
- (4) いえやちゅ

4 使用申請

キャラクターの使用にあたっては、①非商用としての使用、②商用（商品・景品・広告）としての使用の2種類があります。

いずれの場合も、使用申請が必要となります。申請書には、キャラクターを使用した場合の見本・企画書などを必要に応じて添付してください。

5 使用承認

申請書等に基づき、申請内容を審査します。使用を承認する場合には、申請者に対し承認書を交付します。

なお、著作権者・商標権者等と調整するため、承認までに時間がかかる場合があります。

6 承認の基準

次のいずれかに該当する場合は、承認しません。

- (1) 名古屋市又は名古屋まつりのイメージや品位を損なう恐れがある場合
- (2) デザイン制作者のタレントとしての社会的評価やイメージを損なう恐れがある場合
- (3) 著作権者・商標権者の社会的評価やイメージを損なう恐れがある場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活用に利用される恐れがある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用される可能性がある場合
- (6) キャラクターを正しい利用方法に従って使用しない恐れがある場合
- (7) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (8) その他、承認することが不適当と認められる場合

7 使用料

原則として使用料はかかりません。

8 承認後の手続き

使用承認を受けた後、データをお渡ししますので、キャラクターを入れたデザインを確認用に再提出してください。

また、キャラクターを使用する物品の配布・公表前に、原則として、その完成品を2部提出してください。ただし、物品の性質上の理由などで、完成品を提出することが困難な場合には、協議のうえ、イメージデータの提出等に代えることができることとします。

9 使用方法

承認された実施内容に限り、使用できます。原則として、キャラクターのデザイン、カラー等を変更したり、加工を施す（物を持たせる、表情を変える等）ことはできません。

10 使用申請・問い合わせ先

名古屋まつり協進会事務局（名古屋市役所総務局総務課内）

<http://www.nagoya-festival.jp>

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 052（972）7611 FAX 052（972）4111

E-mail nagoyamaturi@kce.biglobe.ne.jp

※お手数ですが、本件について、E-mailをご送付いただいたさいには、お電話にてお知らせください。お電話によるご連絡は、土日・休日・年末年始を除く午前9時から午後5時までにお願いします。